

様式（第5条関係）

## 会 議 録

|              |  |
|--------------|--|
| 会議の名称        | 平成23年5月16日 政策調整会議  |
| 開催日時         | 平成23年5月16日(月) 午前 9時10分<br>～<br>午前 9時50分  |
| 開催場所         | 市長公室   |
| 出席者          | 田中審議監、小林総務部長、崎原市民環境部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、新井水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長、関根会計管理者<br><br>(事務局) 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係浅見主事、同室同係濱野主事 |
| 会議内容         | (1) 庁議等の会議録及び会議資料の公表に関する取扱いについて  |
| 会議資料         | 資料1 庁議等の会議録及び会議資料の公表に関する取扱いについて  |
| 会議録の<br>作成方針 | <input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録  |
|              | <input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録  |
|              | <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録   |
|              | 記録内容の確認方法<br>出席者の確認及び事務局の決裁  |
| その他の<br>必要事項 |  |

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【議題】

（１）庁議等の会議録及び会議資料の公表に関する取扱いについて

### 【説明】

（神田政策企画室長）

- ・政策調整会議及び庁議は、市の意思決定機関である。意思決定過程の透明性を確保する観点から、他市においても会議録などの公表が進められている。
- ・議会からも公表を求める意見があり、公表に向けた検討をしてきた。
- ・現在は、市の職員で構成する会議であることから、「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開の対象としないこととしている。併せて、同指針の第５項に準じた形で判断し、非公開としている。
- ・情報公開請求があれば、会議録及び資料は公開しているが、ホームページに掲載するなど積極的な公表はしていない。
- ・県内他市で、会議自体を公開している自治体は、新座市のみである。
- ・会議結果をホームページに掲載している自治体は、さいたま市・所沢市・和光市・新座市の４市である。
- ・本市では、会議自体は非公開だが、「会議録作成要綱」に基づき作成した会議録は市政情報コーナー及びホームページで公表し、会議資料は市政情報コーナーに設置することとしたい。
- ・会議録の公表に当たっては、出席者に発言内容を確認していただく手続きをとる。

### 【意見等】

（中村健康づくり部長）

- ・この議題は、庁議にも諮るのか。
- ・会議録及び会議資料の公表を、本日の会議から直ちに行うということか。

（神田政策企画室長）

- ・この議題は庁議にも諮り、最終的な意思決定後に公表する。つまり、庁議で決定した場合は、この政策調整会議も対象となる。

（中村健康づくり部長）

- ・これまでも情報公開請求に基づき公表していたのであろうが、住民サービスの一環として公表の検討をしてきたのか。

（田中審議監）

- ・情報公開の時代の趨勢により、政策企画室において公表の必要性を検討し、議題として諮ること

としたものである。

(崎原市民環境部長)

- ・発言者名は記載するのか。県内他市で公表している自治体では、発言者名なしの要点記録としている。

(高橋都市建設部長)

- ・国の審議会などでは、発言者名は記載しないが、区別がつくよう、AやBで表記している。しかし、本市の場合は発言者名の記載を原則としており、同じ取扱いが適当である。

(田中審議監)

- ・広く市民に行政の意思決定を伝える趣旨があり、また、時代の趨勢から公表は必要であると考えている。会議結果の公表は県内5番目、発言者名の記載は県内初として、率先して公表していきたい。
- ・本日の会議は平成23年度第1回の政策調整会議であり、平成23年度からの速やかな公表ということから、本日の会議から公表する方向で庁議に諮りたい。

#### 【結果】

- ・本件については、資料を整理した上で、庁議に諮ることとする。